

事務連絡
平成23年6月14日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する
診療報酬等の請求の取扱いについて（6月診療等分）

平成23年6月診療等分に係る診療報酬等の請求の取扱いにつきましては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（6月診療等分）」（平成23年6月14日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡（別添））に示すところにより、原則として概算による請求の取扱いは行わないこととしています。

しかしながら、やむを得ない事情により、引き続き通常の方法による請求が難しい保険医療機関については、審査支払機関に個別に相談の上、例外的に概算による請求が行われる場合がありますので、適切な対応方よろしくお願いします。

事務連絡
平成23年6月14日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する
診療報酬等の請求の取扱いについて(6月診療等分)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)」(平成23年4月1日付厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「事務連絡その2」という。)及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(5月診療等分)」(平成23年5月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡)により連絡をしたところですが、平成23年6月診療等分の診療報酬の請求の取扱いについては、下記によることとしたので、関係団体に周知を図るようによりしくお願いします。

記

1 平成23年6月診療等分に係る診療報酬等の請求について

(1) 平成23年6月診療等分(7月提出分)に係る診療報酬等の請求については、被災地における保険医療機関等の状況にかんがみ、原則として概算による請求の取扱いは行わないものとする。なお、5月診療分に引き続き、通常の方法による請求が難しい保険医療機関については、審査支払機関に相談すること。

(2) 平成23年6月診療等分に係り、診療報酬等の請求を行う場合には、「事務連絡その2」の3(通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて)及び4(レセプト電算処理システムの取扱いについて)により行うこと。ただし、6月診療等分に係る診療報酬請求書等の提出期限は、通常どおり7月10日(日)とすること。

(3) 「事務連絡その2」において、被保険者証等を提示せずに受診した者に係る請求に関し、保険者を特定できない場合には、明細書の欄外上部（電子レセプトの場合は摘要欄）に当該患者の住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記載することとしているところであり、引き続き当該事項の記載の徹底にご協力いただきたい。

(4) 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その7）」（平成23年5月23日厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、平成23年7月1日からは、原則として、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示して受診した場合のみ、保険医療機関等の窓口において一部負担金等を免除することとしているが、この場合も引き続き、「事務連絡その2」の3（3）のとおり、免除に係る明細書には欄外上部（電子レセプトの場合は摘要欄）に「災1」又は「災2」と記載すること。（既に免除証明書が発行されている場合も同様とする。）

電子レセプトの場合、レセプト特記事項に「96」又は「97」も漏れずに記録すること。

また、猶予措置等に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき、記載することとしていることから、一部負担金等の免除証明書を提示して受診した場合の医療機関の窓口における一部負担金の免除の場合は「免除」と記載すること。（電子レセプトの場合は保険者レコードの「減免区分」に「2：免除」と記録すること。）